

令和2年5月25日

学生 各位

富岡看護専門学校

「令和2年度群馬県看護師等修学資金貸与希望者」の調査について

このことについて、群馬県健康福祉部医務課から調査依頼がありました。
については、下記事項を十分理解したうえ、修学資金貸与希望者は調査票を提出してください。
なお、希望者は修学資金貸与条件を満たす者に限ります。

記

- 1 件 名 令和2年度群馬県看護師等修学資金貸与希望者調査
- 2 貸付主体 群馬県
- 3 提出書類 「令和2年度群馬県看護師等修学資金貸与希望者調査票」
※申請書は教務室にあります。(希望者は庶務 細矢まで)
- 4 提出締切 令和2年6月10日(水) 午後5時30分まで**
- 5 提出先 富岡看護専門学校 庶務係 細矢まで
- 6 貸与金額 32,000円/月 ※返済全額免除制度あり(条件付き)
- 7 貸与条件 別紙「令和2年度群馬県看護師等修学資金制度の概要」及び「修学資金貸与条件」
のとおり
※例年、貸与希望者に対し、7月下旬か8月上旬の日曜日に事業の目的・制度の内容を周知する県主催の制度説明会を開催していますが、新型コロナウイルスの影響により開催については検討中とのことです。
- 8 注意事項 (1) 提出締切までに調査票の提出がない場合は、今年度の対象になりません。
(2) 今回は、貸与希望者の人数の調査です。希望者多数の場合は、学校の選抜推薦となるため、後日審査書類(源泉徴収票等)を提出していただきます。
- 9 問い合わせ 不明な点がございましたら、庶務 細矢まで

申請する学生は、教務室（庶務係 細矢）まで受け取りに来てください。

令和 年 月 日

群馬県知事 様

「令和2年度群馬県看護師等修学資金貸与希望者調査票」の提出について

私は、「修学資金貸与条件」及び「制度概要」を十分理解したので、貸与希望者として「令和2年度群馬県看護師等修学資金貸与希望者調査票」を下記のとおり提出します。

学 年	学年	学籍番号		
フリガナ			性別	男 ・ 女
氏 名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日
住 所	〒 ー			
連 絡 先	自宅 TEL		携帯 TEL	
種 別 (どちらかに○を)	新規 ・ 継続			

(注意) 上記「種別」欄の「新規・継続」は、当校に入学後の種別です。
准看護学校の貸与期間は含まれないので、1学年の希望者は、「新規」となります。

●提出期限 : 令和2年6月10日(水)午後5時30分まで(厳守)

●提出先 : 富岡看護専門学校 庶務係 細矢まで

令和2年度群馬県看護師等修学資金制度の概要（養成施設対象）

1 貸与資格（応募資格）

次のすべてを満たす者とする。

- (1) 卒業（免許取得）後、群馬県内の所定の施設（別表1に掲げる施設）において、所定の期間以上継続して看護職員の業務に従事しようとする意思が堅固であること。
- (2) 他の奨学金、修学資金等（給付金含む）を受けていないこと。

2 貸与月額

修学資金の種類	区 分	貸与月額(円)
保健師修学資金 助産師修学資金 看護師修学資金	国公立（国立大学法人、独立行政法人国立病院機構のものを含む。）の学校養成所在学者	32,000
	民間立の学校養成所在学者	36,000
	看護師学校養成所二年課程（通信制）在学者	21,000
准看護師修学資金	—	21,000

3 返還債務の全額免除

次のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還債務が全額免除されます。

- (1) 当該学校養成所を卒業し、卒業年度の資格試験に合格して免許を取得し、直ちに群馬県内の所定の施設（別表1）において業務に従事し、かつ5年間継続して業務に従事したとき

※在学中や免許取得前の期間は業務従事期間に含まれません。

※貸与を受けた期間が1年間でも5年間勤めなければ免除になりません。

※看護職員が特に不足していると知事が認める地域（以下「不足地域」という。）（別表2）においては、3年間継続して業務に従事すれば、免除になります。

- (2) 上記業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき

4 返還

次のいずれかに該当する場合は、修学資金を返還しなければなりません。

- (1) 当該学校養成所を退学したとき
- (2) 当該学校養成所を卒業した日から1年以内に免許が取得できなかったとき
（卒業年度の資格試験に不合格だったとき）
- (3) 該当免許取得後直ちに県内の所定の施設（別表1）において看護職員の業務に従事しなかったとき

- (4) 県内の所定の施設（別表1）において看護職員の業務に従事しなくなったとき
（免除に必要な業務従事期間を満たす前に退職したとき）

※上記（1）～（4）に該当することとなった日の属する月の翌月から起算して、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以内に月賦均等払または一括払の方法により返還しなければなりません。

したがって、月々、貸与月額と同額以上の額を返還しなければなりません。

※離職してから再就職するまでの間、1月以上の未就業期間がある場合、その期間に相当する分は返還しなくてはなりません。

5 返還債務の裁量免除

全額免除の条件を満たしていないときでも、次のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた修学資金のうち履行期の到来していない部分に係る返還債務の一部又は全部が免除されることがあります。

- (1) 当該学校養成所を卒業後、免許を取得し、当該学校養成所卒業後修学資金の貸与を受けた期間以上県内の所定の施設（別表1）において看護職員の業務に従事したとき
※この場合の免除金額は、下記の〔免除金額算定式〕により計算します。

〔免除金額算定式〕

$$\text{裁量免除金額} = a \times \frac{c}{b \times 5 \div 2} = \frac{2 \times a \times c}{5 \times b}$$

a：貸与金額（単位：円）

b：貸与期間（単位：月）

※この期間が24か月に満たないときは、24か月とする。

c：業務従事期間（単位：月）

（不足地域内の施設においては、60/36を乗じた期間）

- (2) 死亡、家財の2分の1以上が滅失若しくは損壊した災害又は労働に従事することを著しく阻害する疾病その他やむを得ない理由があるとき
（群馬県が適当であると認めた場合に限り。）

6 返還の猶予

当該学校養成所卒業後、他種の看護職員養成施設に進学した場合や、災害、疾病その他やむを得ない理由により業務に従事することができない場合、申請により返還の猶予を受けることができます。（群馬県が適当であると認めた場合に限り。）

＜別表 1＞ 返還免除対象施設

令和2年4月1日現在

返還が免除となる施設

- 1 医療法第7条の規定により許可を受けた病床数が200未満の病院
- 2 医療法第7条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院
- 3 国立ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関のうち独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
- 7 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設
- 8 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- 9 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 10 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 11 訪問看護事業所（介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業のうち、同条第4項に規定する訪問看護の事業を行う事業所（同法第41条第1項本文の指定を受けているものに限る。））
- 12 地域保健法第21条第2項第1号に定める特定町村（保健師に限る）

※平成30年4月から、「8 介護老人福祉施設」と「10 介護医療院」が免除対象施設に追加され、母子健康包括支援センターが免除対象施設から除外されました。

（注意）返還免除対象施設について

返還免除対象施設は、固定したものではありません。現在返還免除対象施設であっても今後返還免除対象施設ではなくなる可能性があります。（現時点で病床数200未満であっても今後150床未満に変更になることや、現時点で精神病床数が80%以上を占める病院であっても今後85%以上となる可能性があります。）

返還免除対象施設であるか否かは、「修学資金上の業務開始時点（当該学校養成所を卒業後看護職員の業務を開始したとき）」において返還免除対象施設であるか否かにより判断します。

現時点で返還免除対象施設であっても修学資金制度上の業務開始時点で、返還免除対象施設ではなくなっている施設に就職した場合は、返還免除対象施設において業務に従事したことにはなりませんので、修学資金は返還しなければなりません。

※在学中免許取得前に就職したときに免除対象施設であっても、卒業し免許取得後、看護職員の業務の開始したときに免除対象施設でなくなっていた場合、返還しなければなりませんので注意してください。（当該学校養成所在学中や看護職員の免許取得（免許登録）前は修学資金上の業務を開始しているとはみなされません。）

○個々の返還免除対象施設についての補足

<別表1>中

項目1 医療法第7条の規定により許可を受けた病床数が200未満の病院

※「修学資金制度上の業務開始時点」において、200未満である病院が該当します。

項目2 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80%以上を占める病院

※「修学資金制度上の業務開始時点」において精神病床数が80%以上である病院が該当します。

項目3 国立ハンセン病療養所

※現時点では次の施設が該当しています。但し、ご自分で修学資金制度上の業務開始のときに、その時点でも該当しているかどうかよく確認してください。

○国立療養所栗生楽泉園 吾妻郡草津町大字草津乙647

項目5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設

※現時点では次の施設が該当しています。但し、ご自分で修学資金制度上の業務開始のときに、その時点でも該当しているかどうかよく確認してください。

○はんな・さわらび療育園 高崎市榛名山町28-30

○療育センターきぼう みどり市大間々町大字大間々22-4

○群馬整肢療護園 高崎市足門町146-1

○両毛整肢療護園 桐生市広沢町1-2648-1

項目6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関のうち独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

※現時点では次の施設が該当しています。但し、ご自分で修学資金制度上の業務開始のときに、その時点でも該当しているかどうかよく確認してください。

○独立行政法人国立病院機構渋川医療センター 渋川市白井383

項目7 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

※現時点では次の施設が該当しています。但し、ご自分で修学資金制度上の業務開始のときに、その時点でも該当しているかどうかよく確認してください。

○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 高崎市寺尾町2120-2

＜別表２＞ 看護職員が特に不足していると知事が認める地域

○藤岡保健医療圏（藤岡市、多野郡上野村、同神流町）

○吾妻保健医療圏（吾妻郡中之条町、同長野原町、同嬭恋村、同草津町、
同高山村、同東吾妻町）

○沼田保健医療圏（沼田市、利根郡片品村、同川場村、同昭和村、
同みなかみ町）

（注意）看護職員不足地域について

修学資金貸与制度は、県内の看護職員の確保・定着を目的として実施しているものであり、中小規模の病院や診療所等を返還免除対象施設とすることにより、看護職員の確保が困難な施設への就業促進を図っています。

県では、看護職員が特に不足していると知事が認める地域の返還免除対象施設においては、業務従事期間を3年間とし、更なる就業促進を図ることとしています。

※修学資金貸与条件

- ① 成績、学習態度の不安がなく、将来群馬県内の返還免除対象施設において、所定期間（5年間）以上継続して看護業務に従事しようとする意思の堅固な者であること。
- ② 貸与者は、群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例及び同施行規則により義務づけられた各種の届出及び申請等が、必ず履行できる者であること。
- ③ 他の奨学金制度及び給付金制度（授業料の減免を含む）を併用していない。
(令和2年度新規貸与者より適用)
- ④ 修学資金の貸与は同一学年につき12か月までとすること。同一学年に1年を超えて留まっていた場合、当該学年において既に12か月分の貸与を受けていれば、当該学年についてはそれ以上の貸与を行わない。
- ⑤ 次のような場合は貸与決定の保留や貸与決定を行わないことがある。
 - ・心身の故障のため修学の見込みがないと認められる場合
 - ・学業成績が著しく不良であると認められる場合
 - ・以前に貸与をうけた養成施設において、適切に書類の提出ができていない場合。
 - ・申請関係書類に不備がある場合（条件を満たす連帯保証人が立てられない場合を含む）